



平成29年 1 月23日

各 位

会 社 名 第一化成株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 中野 淳文
コ ー ド 番 号 4 2 3 5 (J A S D A Q)
問 合 せ 先 取締役法務・コンプライアンス室長
高山 裕史
電 話 番 号 0 4 2 - 6 4 4 - 6 5 1 6

第三者割当によるA種優先株式および第6回新株予約権の発行ならびに
A種優先株式に係る定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成29年1月23日開催の取締役会（以下「本取締役会」といいます。）において、第三者割当の方法によるA種優先株式（以下「A種優先株式」といいます。）および第6回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の発行（A種優先株式の発行と本新株予約権の発行をあわせて、以下「本件第三者割当」といいます。）を行うことを決議しましたので、お知らせいたします。

A種優先株式の割当予定先は、今般、当社が買収を計画するUltrafabrics, LLC（以下「Uf社」といいます。）の持分権者であり、同社のCEOであるClay Rosenberg氏（本人として同氏と同氏が設立した米国法に基づく信託であるClay Rosenberg 2016 GRAT）、および同じくUf社の持分権者であり、同社のPresidentであるDanielle Boecker-Primack氏（本人として同氏と同氏が設立した米国法に基づく信託であるDanielle Boecker-Primack 2016 GRAT）であり、本新株予約権の割当予定先は、それぞれ本人としてのClay Rosenberg氏とDanielle Boecker-Primack氏となります。

※信託であるGRAT (Grantor-Retained Annuity Trust) の概要につきましては、後記「Ⅱ. 第三者割当によるA種優先株式および第6回新株予約権の発行について 6. 割当予定先の選定理由等 (1) 割当予定先の概要」をご参照ください。

なお、A種優先株式の発行は、平成29年2月21日開催予定の臨時株主総会（以下「本件臨時株主総会」といいます。）においてA種優先株式の発行に伴い必要となる定款の一部変更にかかる議案についての承認（特別決議）および本件第三者割当の実施および大規模希薄化に関する議案について承認（有利発行であるため特別決議）、ならびに同日付開催予定の当社普通株主による種類株主総会（以下「本件種類株主総会」といいます。）においてA種優先株式の発行に伴い必要となる定款の一部変更にかかる議案についての承認（特別決議）をいずれも受けることを条件とします。

本新株予約権の発行は、本件臨時株主総会において本件第三者割当の実施および大規模希薄化に関する議案について承認（有利発行であるため特別決議）を受けることを条件とします。

さらに、上記の条件に加え、本件第三者割当は、当社が割当予定先との間で平成29年1月23日付で締結した、当社の持分法適用関連会社であり、割当予定先が当社保有持分以外の持分全部を保有するUf社の割当予定先保有持分全部の当社への譲渡に関する最終契約書（以下「本件最終契約」といいます。）に基づく当該持分の当社への譲渡の履行を条件とします。かかる譲渡の概要につきましては、当社の平成28年11月22日付リリース「米国関連会社Ultrafabrics, LLCの持分取得（完全子会社化）に関するお知らせ」および平成29年1月23日付リリース「米国関連会社Ultrafabrics, LLCの持分取得（完全子会社化）に関する最終契約締結のお知らせ」をご参照ください。

記

I. 本件第三者割当の経緯及び仕組みの概要

本件第三者割当は、本件最終契約の一環として行われるものであり、その経緯および仕組み概略は以下のとおりです。

なお、当社の平成28年11月22日付リリース「米国関連会社Ultrafabrics, LLCの持分取得（完全子会社化）に関するお知らせ」におきましては、持分売買契約締結日を平成28年12月中と記載しておりましたが、当該予定が遅れておりました。これは、割当予定先、Uf社およびその関係者が北米所在であり、条件の詳細について日米両国の法規制等を検討する必要があるあたり、時差等の関係もあり関係者との協議に時間を要するなど、割当予定先との最終契約書の条件交渉等に当初予想していた以上の時間を要していたためです。

Uf社は、1998年に米国Springs社の合成皮革販売部門から独立する形で設立されました。当社は、Uf社設立時から当社100%子会社である株式会社ディー・エス・シー（以下「DSC社」といいます。）を通して出資し、Uf社が販売する製品を開発、製造し供給するという関係を継続してきております。

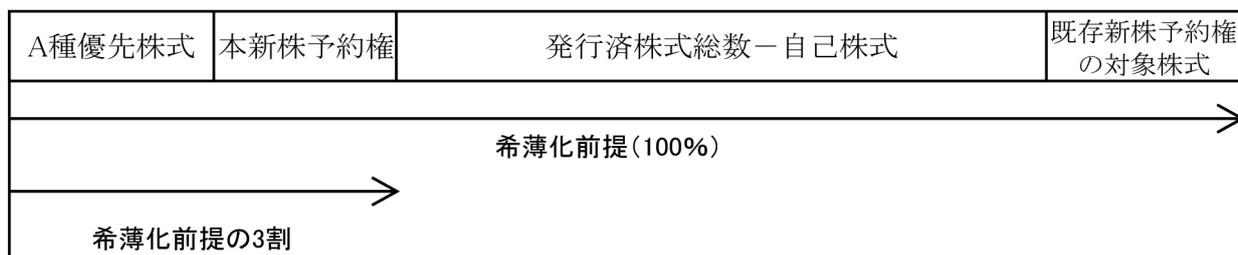
当社は、現在まで、Uf社との間で、北米および欧州市場における当社製品の一部を独占的に供給する契約を結んでおり、これらの市場においてUf社は、当社製品の実質的な独占販売権を持ち、Ultraleather®のブランドでマーケティングを展開しており、2016年3月期のUf社への販売は、当社売上の78.8%にのびります。なおUf社の売上は、2013年に55.2百万米ドル、2014年に59.6百万米ドル、2015年には66.9百万米ドルと、2011年以降、年間平均13.2%伸びています。

当社は、出資者かつサプライヤーとしてUf社と長年の関係を築いてまいりましたが、昨年夏頃より、当社持分を除くUf社の持分全てを保有する割当予定先とUf社の持分の取得による完全子会社化に向けて協議を行ってまいりました。

ところで、Uf社の収益規模は当社を上回るものであり、同社の買取には借入による多額の資金を要します。当社としては、Uf社持分を取得するために割当予定先に支払う対価の一部を、割当予定先から当社に出資いただき、当社の自己資本比率の急激な低下の回避と併せて、買取後の割当予定先からの当社に対するコミットメントを確保したいとの意向を有しておりました。また、Uf社の買取後も、当社としては、同社の経営者である割当予定先に引き続き同社の経営を継続してもらいたいとの意向を有しておりました。このような観点から、昨年夏頃に当時の当社の株価水準を基準として、割当予定先と協議したところ、当時の当社の企業価値で希薄化を前提とした持分比率の約3割にあたる約17百万米ドル程度を上限とする出資の意向を受けました。その際、割当予定先の意向は、希薄化を前提とした持分比率である約3割を取得したいとのことでした。その他、交渉においては様々な事項の検討がなされましたが、当社の株価が昨年夏頃と比較して上昇したこともあり、最終的には、当社の希望する資金調達と割当予定先の出資による当社へのコミットメントの確保と、割当予定先の希望する希薄化を前提とした持分比率で約3割となる当社への出資を実現するため、当社へのファイナンスの意味を有するA種優先株式の発行と、割当予定先へのインセンティブの付与とA種優先株式と併せて割当予定先が持分比率で約3割を取得する意味を有する本新株予約権の組み合わせによって、本件第三者割当を実施することを決定したものであります。

具体的には、A種優先株式の発行により、当社は1,942,500,000円の資金調達を実施します。他方、割当予定先は、本新株予約権の発行により、A種優先株式と併せて、割当予定先は希薄化を前提とした持分比率で約3割の取得を可能とする引受けを行います。

イメージ図



II. 第三者割当によるA種優先株式および第6回新株予約権の発行について

1. 募集の概要

(1) A種優先株式の内容

(1) 割当日	払込期間（平成29年2月28日から平成29年3月7日まで）のうちの払込がなされる日																
(2) 発行新株式数	1,850,000株																
(3) 発行価額	1,050円																
(4) 発行価額の総額	1,942,500,000円																
(5) 募集又は割当方法 (割当予定先)	<p>第三者割当の方法により、以下の者に割り当てます。</p> <table> <tr> <td>Clay Rosenberg</td> <td>1,179,300株</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(内訳)</td> </tr> <tr> <td>Clay Rosenberg</td> <td>1,062,000株</td> </tr> <tr> <td>Clay Rosenberg 2016 GRAT</td> <td>117,300株</td> </tr> <tr> <td>Danielle Boecker-Primack</td> <td>670,700株</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(内訳)</td> </tr> <tr> <td>Danielle Boecker-Primack</td> <td>604,000株</td> </tr> <tr> <td>Danielle Boecker-Primack 2016 GRAT</td> <td>66,700株</td> </tr> </table>	Clay Rosenberg	1,179,300株	(内訳)		Clay Rosenberg	1,062,000株	Clay Rosenberg 2016 GRAT	117,300株	Danielle Boecker-Primack	670,700株	(内訳)		Danielle Boecker-Primack	604,000株	Danielle Boecker-Primack 2016 GRAT	66,700株
Clay Rosenberg	1,179,300株																
(内訳)																	
Clay Rosenberg	1,062,000株																
Clay Rosenberg 2016 GRAT	117,300株																
Danielle Boecker-Primack	670,700株																
(内訳)																	
Danielle Boecker-Primack	604,000株																
Danielle Boecker-Primack 2016 GRAT	66,700株																
(6) その他	<p>上記各号については、本件臨時株主総会で、A種優先株式の発行等にかかる定款変更議案、第三者割当に関する議案および本件第三者割当による大規模希薄化がいずれも承認（特別決議）されること、本件種類株主総会でA種優先株式の発行等にかかる定款変更議案が承認（特別決議）されること、当社が割当予定先との間で締結した、本件最終契約に基づく当該持分の当社への譲渡の履行、ならびに金融商品取引法による届出の効力の発生を条件といたします。</p> <p>なお、A種優先株式には優先配当権がありますが、議決権はありません。</p> <p>また、A種優先株式には、A種優先株式1株につき、普通株式1株を対価とする取得請求権（但し、発行後3年以内に当社が普通株式を発行または処分する場合には、一定の調整に服します。詳細は、別紙I「A種優先株式発行要項」をご参照ください。）が付されておりますが、割当予定先との間で締結する引受契約（以下「本件引受契約」といいます。）において、</p>																

	<p>下記「6. 割当予定先の選定理由等 (3) 割当予定先の保有方針及び転換（行使）制限措置 ②転換制限措置」記載の転換制限条件が設定されますので、その限度で、当社普通株式の希薄化の影響が限定されることとなります。</p> <p>金銭を対価とする取得条項や取得請求権は付されておられません。</p> <p>詳細は、別紙 I 「A種優先株式発行要項」をご参照ください。</p>
--	--

(2) 本新株予約権の内容

(1) 割当日	平成29年3月7日
(2) 発行新株予約権数	1,200,000個
(3) 発行価額	総額0円（新株予約権1個当たり0円）
(4) 当該発行による潜在株式数	1,200,000株（新株予約権1個につき1株）
(5) 調達資金の額	1,228,800,000円（注） （内訳） 新株予約権発行分 0円 新株予約権行使分 1,228,800,000円
(6) 行使価額及び行使価額の修正条件	<p>本新株予約権の行使価額は、1,024円とします。これは、発行決議日の前日（同日を含む。）に先立つ30営業日間の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（1円未満の端数は切り上げる。）であります。</p> <p>行使価額の修正は行いません。</p>
(7) 募集又は割当方法（割当予定先）	<p>第三者割当の方法により、以下の者に割り当てます。</p> <p>Clay Rosenberg 600,000個 Danielle Boecker-Primack 600,000個</p>
(8) その他	<p>本新株予約権を行使することができる期間（以下「行使期間」といいます。）は、平成29年4月1日から平成34年3月31日までですが、割当予定先との間で締結する本件引受契約において、下記「6. 割当予定先の選定理由等 (3) 割当予定先の保有方針及び転換（行使）制限措置 ②転換制限措置」記載の行使制限条件が設定されますので、その限度で、当社普通株式の希薄化の影響が限定されることとなります。</p> <p>上記各号については、本件臨時株主総会で、第三者割当に関する議案および本件第三者割当による大規模希薄化がいずれも承認（特別決議）されること、当社が割当予定先との間で締結した、本件最終契約に基づく当該持分の当社への譲渡の履行、ならびに金融商品取引法による届出の効力の発生を条件といたします。</p> <p>詳細は、別紙 I 「第6回新株予約権発行要項」をご参照ください。</p>

(注) 調達資金の額は、本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合には、減少します。

2. 募集の目的及び理由

割当予定先は、当社の持分法適用関連会社である米国の高機能ポリウレタン合成皮革マーケティング会社、Ultrafabrics, LLC（本社：米国ニューヨーク州タリータウン）の持分84.21%を保有しており、当社はその余の持分15.79%をDSC社を通じて保有しております。

当社の平成28年11月22日付リリース「米国関連会社Ultrafabrics, LLCの持分取得（完全子会社化）に関するお知らせ」にて既報のとおり、当社は、当社100%子会社であるDSC社を通して割当予定先からUf社の上記持分を譲り受け完全子会社化する手続（以下「本件完全子会社化」といいます。）を進めており、当社の平成29年1月23日付リリース「米国関連会社Ultrafabrics, LLCの持分取得（完全子会社化）に関する最終契約締結のお知らせ」にお知らせしましたとおり、平成29年1月23日付で割当予定先との間で本件最終契約を締結いたしました。

A種優先株式および本新株予約権の割当予定先に対する発行は、本件最終契約に基づくUf社の完全子会社化の一環として行われるものです。当社は、本件完全子会社化の過程で、割当予定先との間で、割当予定先が、買収対価として受領する金銭の一部である約17百万米ドル相当額を上限として当社に拠出を行うことと引換えに、当社が割当予定先に対して、A種優先株式の取得請求権および本新株予約権を行使した場合に交付を受けられる当社普通株式の数を合計して、3,050,000株を取得することができる、A種優先株式および本新株予約権を発行することといたしました。この数量は、本件第三者割当後にA種優先株式の取得と引換えに当社普通株式が交付され、本新株予約権が全部行使された場合、完全希薄化ベース（注）である6,593,799株にA種優先株式の取得および本新株予約権の全部の行使により割当予定先に発行または交付される当社普通株式3,050,000株の合計（9,643,799株）に対する割合として31.63%（議決権数で31.63%）となります。

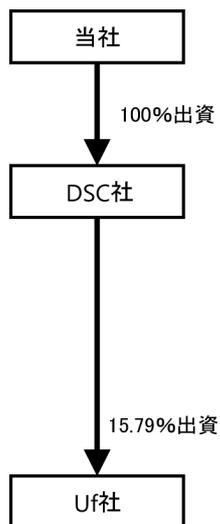
（注）「完全希薄化ベース」とは、当社が平成28年11月11日に関東財務局長に提出した「四半期報告書—第52期第2四半期」に記載された当社普通株式に係る発行済株式総数（6,800,000株）から当社普通株式に係る自己株式数（967,201株）を控除し、当社が発行した本新株予約権を除く未行使の新株予約権（平成24年10月12日付の当社取締役会決議により発行した第3回新株予約権の未行使数15個（1個当たりの対象株式数1,000株）、平成27年3月13日付の当社取締役会決議により発行した第4回新株予約権の未行使数364個（1個当たりの対象株式数1,000株）、平成28年8月22日付の当社取締役会決議により発行した第5回新株予約権の未行使数3,820個（1個当たりの対象株式数100株）とする、合計4,199個）がすべて行使された場合に交付される当社普通株式（761,000株）を加算した合計数である6,593,799株を意味します。

後述いたしますとおり、当社といたしましては、本件完全子会社化にあたり、買収対価の全額を借入により調達する場合の買収後の当社の自己資本比率の大幅な低下を避けるため、買収対価として割当予定先に支払う金額の一部を割当予定先から買収完了直後に出資いただくことで、適正な自己資本比率を維持しつつ本件完全子会社化を遂行したいという意向がありました。また、割当予定先から出資を受けることで、割当予定先から本件完全子会社化後も引き続きUf社を含む当社へのコミットメントを獲得したい（当社は製品の製造供給を従来より担当し、Uf社は当社の供給先であり販売会社としての機能を有しておりましたので、具体的には、北米市場での販売ノウハウを有する割当予定先に、今後もUf社および持株会社となる当社の経営に参画してもらいたい。）との意向がありました。そこで、割当予定先に対してこの意向を提示し、エクイティ・ファイナンスについて協議を進めたところ、割当予定先であるClay Rosenberg氏およびDanielle Boecker-Primack氏から、約17百万米ドル相当額を上限とし、かつ、希薄化を前提とした当社持分割合の3割程度となる出資を行いたいとの意向が示されました。希薄化を前提とした当社持分割合の3割程度となった理由は、2016年夏頃の当社の時価総額の希薄化を前提とした持分割合の約3割が約17百万米ドル相当であったためであり、当社としては、本件第三者割当によって割当予定先に出資後の議決権割合として直ちに3分の1を超える大規模

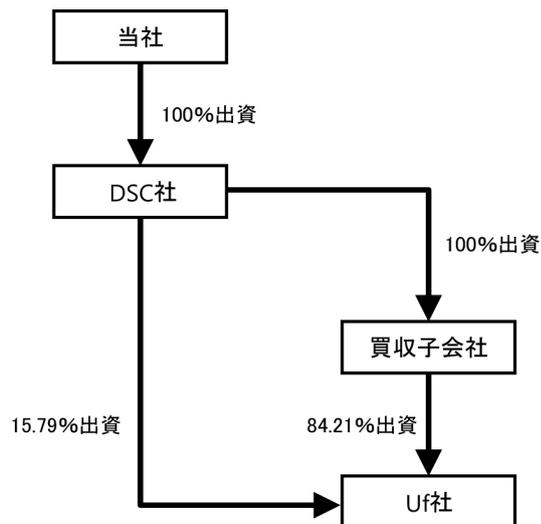
な希薄化を及ぼすこととなる株式発行は避けたいという意向がありましたので、その状況下で合意できる水準となったものであります。割当予定先の意向である希薄化を前提とした持分割合の3割を前提としつつ、発行条件は出資実行時になるべく近い時期の当社の株価を基準とするのが合理的である旨双方合意したことから、170万米ドルを上限とした出資に加え、その後の株価変動により当初予定した3割に不足分が出た場合には、後記「5. 発行条件等の合理性 (1) 発行条件が合理的であると判断した根拠 ②本新株予約権」に記載の交渉経緯を踏まえ、インセンティブとして本新株予約権を発行することといたしました。

当社は、本件完全子会社化後に、当社とUf社との経営の一体化、効率化を推進するために、DSC社が本件完全子会社化にあたり割当予定先であるClay Rosenberg氏およびDanielle Boecker-Primack氏ならびに同人らがそれぞれ設立するトラスト（信託）からUf社の持分を取得するために米国デラウェア州に設立する完全子会社（以下「買収子会社」といいます。）を存続会社としてUf社を合併し（Uf社吸収合併後の買収子会社を「新Uf社」といいます。）、当社を存続会社としてDSC社を合併すると共に、新会社（以下「新DKK社」といいます。）を設立して当社の製造開発事業部門を承継させ、その上で当社は、新Uf社および新DKK社を保有する持株会社となることを検討しております（以上の組織再編を総称して以下、「当社持株会社化」といいます。）。そして、持株会社移行後の、当社の取締役として、割当予定先であるClay RosenbergおよびDanielle Boecker-Primackの両氏を、平成29年6月開催予定の当社定時株主総会にて当社の取締役に選任する議案を提出する予定であります。

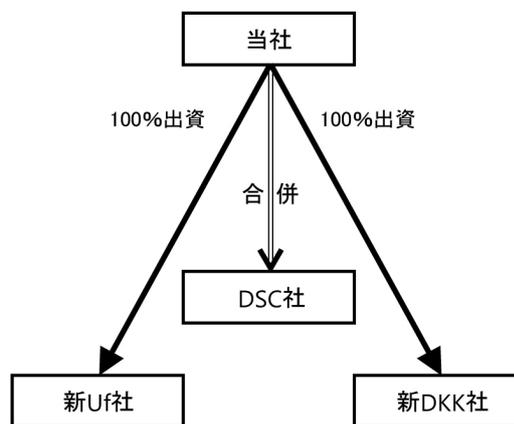
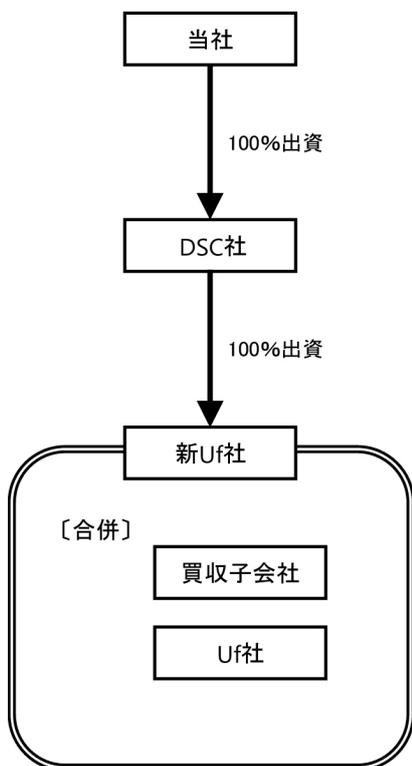
現状



①本件のイメージ図



②本件完全子会社化後の計画イメージ



A種優先株式の割当を決定した背景といたしましては、今回の事業統合による事業規模の大幅な拡大と自己資本比率の低下への対応があります。今回持分を買取り完全子会社とするUf社は当社にとって長年の事業パートナーであり、北米および欧州では独占供給、販売契約を締結する等実質一体となって事業運営をしております。今回事業を統合することにより、今後予想される更なる市場の拡大を確実に取込むと共に当社とUf社双方の製造販売計画がアンバランス（不均衡）になるリスクの低減、双方における為替変動リスクの低減等のビジネスリスクの低減を図ることが出来ます。一方、平成27年12月期のUf社の売上（8,069百万円）、税引前利益（1,425百万円）は共に当社の平成28年3月期の売上（5,204百万円）、税引前利益（1,182百万円）を上回っており、また、Uf社の持分取得の対価も126百万米ドルになることから、当社よりも規模の大きい企業の持分を買取ることとなり、これを全額借入で調達した場合自己資本比率の大幅な低下が見込まれます。具体的には、平成28年3月末の純資産4,036百万円に対して、約14,490百万円（126百万米ドル、1ドル＝115円）の借入が発生することになります。適正な自己資本の水準を維持することを企図して、今回のA種優先株式割当を実施することで、Uf社の持分買取およびA種優先株式割当完了後の自己資本比率は30%程度となる予定です。割当予定先から一定の出資を確保することで、本件完全子会社化後も当社ないしはUf社の経営に関わる割当予定先から一定のコミットメントを獲得することにも意味がありましたので、増資について割当予定先以外の第三者への株式の発行は想定できませんでした。自己資本比率の維持が目的のため、新株予約権付社債などの負債性の証券発行は検討しておりません。普通株式ではなくA種優先株式を選択したのは、当社としましては、当社普通株式の流動性がそれほど高くないため、一度の希薄化による普通株式の株主の皆様に対する影響を可及的に低減させるため、当初から普通株式による第三者割当を実施するよりも、優先配当権は付与するものの、A種優先株式を保有している期間中は議決権がなく、発行後3年間にわたり、段階的に普通株式の転換を許容することが妥当であると判断したためです。

また、事業統合後の事業成長をより確実にする為のインセンティブプランとして、Clay Rosenberg、Danielle Boecker-Primackの両氏に本新株予約権を付与することといたしました。但し、本新株予約権には売上および利益（EBITDA）水準による行使制限がついており、一定の売上および利益水準を平成29年から平成31年までの間に達成しなければ、行使することはできません。これらの売上および利益水準をすべて満たした場合、今回割当てられるA種優先株式の普通株式への転換および本新株予約権の全部の行使による普通株式の交付による割当予定先の持分の合計は、完全希薄化ベースである6,593,799株とA種優先株式の取得請求権および本新株予約権の全部の行使により割当予定先に発行または交付される当社普通株式3,050,000株の合計（9,643,799株）に対する割合として31.63%（議決権数で31.63%）となりますが、当社が計画するUf社の完全子会社化が達成されて当社の事業規模が拡大した場合には、当社が平成29年1月23日付で作成した中期経営計画での当社見込み額（中期経営計画の詳細につきましては、当社より同日付で公表した「中期経営計画の策定に関するお知らせ」をご参照ください。）を基準としますと、見込み額ではありますが、平成31年度の1株当たり当期純利益は207円と見込まれ、他方、こちらも見込み額ではございますが、今期の予想1株当たり当期純利益111円程度を見込んでおりますので、希薄化割合を大きく上回る水準（186.5%）で増加する見込みです。

[本件完全子会社化および本件第三者割当に関する日程の概要について]

A種優先株式および本新株予約権の割当予定先に対する発行は、本件最終契約に基づくUf社の完全子会社化の一環として実施することを予定しております。

本件完全子会社化によるUf社の持分取得の方法は、本件最終契約に基づき、当社は、買収子会社を通じて、Clay RosenbergおよびDanielle Boecker-Primackならびに同人らがそれぞれ設立したトラス

ト（信託）から、両氏および各トラストが保有するUf社の持分84.21%を譲り受けます。当社は、対価として、両氏および各トラストに対し、買収子会社を通じて、合計金126百万米ドルを支払います。

上記対価の支払に当たっての資金調達には、まず全額を当社が米ドル建てで国内銀行から借入れを行い、そのうち17百万米ドルはDSC社に増資として出資し、同額をDSC社から買収子会社の設立の際に出資を行い、残り109百万米ドルを当社から買収子会社に直接貸し付ける方法にて行います。

本件完全子会社化および本件第三者割当に関する日程の概要については、以下のとおりです。

時期（予定を含む）	手続
平成29年1月23日	当社取締役会で以下を決議 ・本件最終契約の締結 ・A種優先株式および本新株予約権の募集事項 ・A種優先株式および本新株予約権の発行に係る当社臨時株主総会決議事項および普通株主による種類株主総会決議事項（定款一部変更および有利発行であるための特別決議）
平成29年2月21日	当社臨時株主総会および普通株主による種類株主総会の開催
平成29年2月23日頃	本件完全子会社化の買収資金を調達するための融資契約書の締結
平成29年2月24日頃	融資契約書に基づく当社借入の実行、当社から借入資金のDSC社および買収子会社に対する出資または貸付による送金実行
平成29年2月28日頃	買収子会社を通じて割当予定先であるClay Rosenberg氏およびDanielle Boecker-Primack氏ならびに同人らがそれぞれ設立するトラスト（信託）からUf社の持分を取得し、Uf社の完全子会社化を実行
平成29年2月28日から 同年3月7日まで	A種優先株式の払込期間 （割当予定先は、本件完全子会社化にて受領する買収資金の一部を払込金として充当する予定）
平成29年3月7日	本新株予約権の割当日
平成29年6月以降	当社持株会社化の検討および推進。 持株会社化移行後に、割当予定先であるClay Rosenberg氏およびDanielle Boecker-Primack氏を当社取締役を選任するため当社株主総会に議案を提出

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

（1）調達する資金の額（差引手取概算額）

払込金額の総額	3,171,300,000円
（ア） A種優先株式の発行	1,942,500,000円
（イ） 本新株予約権の発行	0円
（ウ） 本新株予約権の行使	1,228,800,000円
発行諸費用の概算額	50,000,000円
差引手取概算額	3,121,300,000円

（注）1. 上記払込金額の総額は、A種優先株式の発行価額の総額1,942,500,000円に、本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の1,228,800,000円を合算した金額であります。

2. 本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合および当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額および発行諸費用の概算額は減少します。
3. 発行諸費用の概算額50,000,000円の内訳は、評価機関の算定評価費用として3百万円、割当予定先の反社調査費用として5百万円、株主総会開催諸費用として32百万円、登記費用等として10百万円を予定しております。
4. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 調達する資金の具体的な使途

① A種優先株式

A種優先株式の発行により調達する手取金は、以下の目的に使用する予定であります。

具体的な使途	金額	支出予定時期
借入金（つなぎ融資）の返済	1,892,500,000円	平成29年3月

(注) 当社は、払込みにより調達した資金を速やかに支出する計画ではありますが、支出実行までに時間を要する場合には銀行預金等にて安定的な資金管理を図る予定であります。

当社の平成28年11月22日付リリース「米国関連会社Ultrafabrics, LLCの持分取得（完全子会社化）に関するお知らせ」にて既報のとおり、当社は、当社の持分法適用関連会社である米国所在のUf社の持分84.21%を、Uf社の創業者であるClay Rosenberg氏（現CEO）およびDanielle Boecker-Primack氏（現President）ならびに同人らがそれぞれ設立したトラスト（信託）から当社100%子会社であるDSC社を通して譲り受け完全子会社化する手続きを進めております。

本件完全子会社化に要する買収資金の一部を金融機関からの借入により調達する予定ですが、当該借入の一部である下記の金銭消費貸借契約について、つなぎ融資としての借入であり、借入期間が短期間となることから、本件完全子会社化の過程で、割当予定先とも協議の上、買収資金として割当予定先が受領する金額の一部を当社に拠出することについて割当予定先から口頭にて了解を得ており、同様の内容を本件引受契約においても規定する予定であります。

返済を予定する金銭消費貸借契約の内容（但し、借入の実行は、本件臨時株主総会后、Uf社の割当予定先持分全部の当社への譲渡の実行前の予定であるため、下記はいずれも本書提出日現在での見込み額を記載しております。）

金融機関	借入元本額	利息	返済期限
株式会社みずほ銀行	17,000,000米ドル	基準金利＋スプレッド (年率1.5%)	平成29年3月31日

なお、為替相場の変動によって、A種優先株式の発行価額の総額が予定する返済金額に不足する額については、当社は、自己資金、金融機関等からの新たな借入等、別途資金調達の検討を行うことといたします。

② 本新株予約権

本新株予約権の行使により調達する手取金である1,228,800,000円につきましては、本新株予約権の行使による払込の都度、上記つなぎ融資以外に本件完全子会社化に要する買収資金の一部として金融機関から調達する予定の借入の弁済、および、本件完全子会社化により、当社事業の拡大が予想されますので、そのための新たな製造設備の設備投資資金に、充当する予定であります。

設備投資につきましては、現在、当社の主たる生産拠点である行田工場は、開設してからすでに30年以上になり老朽化してきた設備の修理・新設は常に喫緊の課題となっております。今般の本新株予約権の行使により受領する資金に合わせて、老朽化してきている設備の修理・新設に充てることを予定しております。また、昨年新設した群馬工場も生産ラインの一部を導入したのみであり、生産力を増強してゆくためにも、今後は既に導入した設備の前後ラインの生産設備を新設する計画も予定しており、その資金としても充てることも想定しております。

しかしながら、具体的な資金使途の金額の内訳および支出予定時期につきましては、本新株予約権が当社の指定により行使される形式のものではなく、あくまで割当予定先の裁量による行使の時期および金額に依存すること、本新株予約権はインセンティブ目的で発行され、業績連動行使条件等の各種行使条件が定められていることから更に行使時期等を予測することが難しく、記載することにより、かえって投資家の皆様に誤解を生じさせるおそれを考慮し、上記以上に具体的に記載をすることができません。一度に大量の行使がなされるなど、今後開示すべき事項が発生しましたら、必要に応じ適切に開示を行って参ります。

- (注) 1. 当社は、本新株予約権の行使による払込みにより調達した資金を速やかに支出する計画がありますが、支出実行までに時間を要する場合には銀行預金等にて安定的な資金管理を図る予定であります。
2. 本新株予約権の行使期間内に行使が行われないことにより、資金調達額が支出予定金額を下回った場合には、自己資金や金融機関等からの借入により別途資金調達の検討を行うことといたします。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

今回のA種優先株式の発行により調達する資金は、上記「(2) 調達する資金の具体的な使途」に記載の使途に充当していくことで、17,000,000米ドル(のうち1,892,500,000円の米ドル転換相当額)の借入負担を軽減するものであり、当社の財務状況の改善に寄与するものであり、合理的であると判断しております。

本新株予約権の行使により調達する資金についても、上記「(2) 調達する資金の具体的な使途」に記載の使途に充当していくことで、当社の借入負担や新規設備投資を行う場合の財務負担の軽減が図られるものであり、合理的であると判断しております。

5. 発行条件等の合理性

(1) 発行条件が合理的であると判断した根拠

① A種優先株式

発行価額は、割当予定先とも協議の上、発行決議日の前日(同日を含む。)に先立つ30営業日間の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(以下、「終値」といいます。)の平均値(1円未満の端数は切り上げる。)を基準としております。また、当社は、当社および割当予定先とも取引関係のない独立した第三者評価機関である、みずほ第一フィナンシャルテクノロジー株式会社(東京都千代田区麹町二丁目4番地1、代表者:武藤雅俊、以下「第三者評価機関」といいます。)に評価を依頼しました。

当社は、当社の平成28年11月22日付リリース「米国関連会社Ultrafabrics, LLCの持分取得(完全子会社化)に関するお知らせ」の公表後に当社の株価が急騰していることや、従来から当社株式の流動性が低いことから株価水準については一定期間の株価の平均値を基準とするのが合理的である旨の割当予定先との協議内容を踏まえ、発行決議日の前日の終値などの一時点での株価を基準とするよりも、直前取引日に先立つ一定期間である30営業日間の平均株価を採用することが妥当と判断し、A種優先株式の発行価額につきましても、A種優先株式の発行決議日の直前

取引日である平成29年1月20日より遡って30営業日間における株価終値の平均値を基準としてA種優先株式の発行価格を決定することといたしました。

第三者評価機関は、一定の条件（A種優先株式に係る優先配当金、転換条項、当社株式の株価、普通配当金、ボラティリティ、クレジットスプレッド等）の下、一般的な株式オプション価値算定モデルである三項格子モデルを用いてA種優先株式の公正価値を算定しております。なお、優先株式の評価に関する一般的な仮定として、評価モデル上、議決権の有無および流動性については考慮しておりません。その上で、A種優先株式の評価に関する固有の仮定について、議決権および流動性を考慮しない場合には、普通株式への転換を行わなければ普通株式よりも配当が多く受け取れるため、転換を行わないことが経済合理的な行動であると判断する一方、A種優先株式については流動性が皆無なこと、議決権がないことから、将来のいずれかのタイミングで普通株式への転換がなされることを想定しております。以上の仮定を踏まえ、第三者評価機関は、A種優先株式の評価について、最短で普通株式への転換がなされた場合と、配当受領優先性を考慮して長期間A種優先株式として保有し、その後に普通株式への転換権を行使した場合の、2つのシナリオを考慮して評価モデルにおける算定を実施しております。当社は、平成29年1月20日付で第三者評価機関から、上記前提による評価の結果、A種優先株式は1株あたり1,027.20円から1,106.67円との評価額のレンジを受領し、この結果を踏まえて、普通株式に比して優先配当受領権が付与されているというA種優先株式の特性も考慮しつつ、割当予定先と最終的に協議の上、A種優先株式の発行価額を1,050円と決定いたしました。この発行価額の金額と、後記②記載の本新株予約権の行使価額につきましては、発行決議日の前日（同日を含む。）に先立つ30営業日間の東京証券取引所における当社普通株式の終値の平均値を基準株価とする点では共通しておりますが、A種優先株式の発行価額につきましては、優先配当受領権が付されておりますので上記基準株価を上回る水準となっております。

A種優先株式の1株あたりの発行価額である1,050円については、発行決議日の前営業日である平成29年1月20日に株式会社東京証券取引所が公表した当社普通株式の普通取引の終値975円に対して、7.69%のプレミアム、同前営業日から遡った直近1ヶ月の終値平均である1,043円に対して、0.67%のプレミアム、同前営業日から遡った直近3ヶ月の終値平均である839円に対して、25.15%のプレミアム、同前営業日から遡った直近6ヶ月の終値平均である673円に対して、56.02%のプレミアムとなっております。

上記発行価額は、払込期日に近接した当社株価の水準を用いることや、特段のディスカウントも行わないことから、時価発行に近似したものとして、日本証券業協会の定める「第三者割当増資の取扱いに関する指針」（平成22年4月1日付）に照らしても、直ちには、特に有利な発行価額には当たらないと判断しておりますが、A種優先株式は、当社普通株式と異なり、取引価格のない種類株式であり、公正な価値については、上記第三者評価機関の算定結果においても、様々な仮定を前提とする算定を行わざるを得ず、優先株式の評価における一般的な評価モデルである三項格子モデルを使用している点で、当社としましては、当社および割当予定先から独立した第三者評価機関の算定として相応の合理性・公正性が確保されているものと判断しておりますが、その計算が非常に複雑で高度であって、その価値評価については様々な意見があることや、当社普通株式と比べ、剰余金の配当について有利な定めがあること、さらに、当社普通株式を対価とする取得請求権が付されていることから、割当予定先に特に有利な条件で発行するものに該当する可能性があるものと判断し、平成29年2月21日開催予定の当社臨時株主総会において特別決議により、株主の皆様の判断を仰ぐことといたしました。

② 本新株予約権

割当予定先との協議を踏まえて、本新株予約権と引換えに金銭を払込むことを要しないものとしたしました。

この経緯としては、今回の完全子会社化に向けての割当予定先との協議の中で、買収対価の支払い方法、特に将来の一定の業績条件を満たした場合の追加的対価の支払について、複数の選択肢を踏まえて交渉が行われました。その中で一案としては、いわゆるアーンアウトとして、買収後のUf社の業績の達成状況に応じて、当社がUf社の持分の売主である割当予定先に対して追加的に対価を支払う方法もございました。しかしながら、当社としましては、既に当初の買収対価として126百万米ドルに及ぶ支払が必要であり、当社の自己資本比率の低下の懸念もあり、これ以上の追加的な資金流出は避けたいという事情もあったため、割当予定先との協議を行ったところ、今後の経営参画も踏まえ将来的にUf社が一定の業績を達成した場合に、当社から追加的支払を行うのではなく、当社の普通株式を利用したエクイティ・インセンティブとして、割当予定先に将来の企業価値の向上分の一部を提供する手段として本新株予約権を発行することにいたしました。このような経緯や、割当予定先であるClay RosenbergおよびDanielle Boecker-Primackの今後のリテンションを維持し、両氏の職務遂行を通じた当社の企業価値の向上へのインセンティブを持たせるために、本新株予約権と引換えに金銭を払込むことを要しない無償とすることになりました。

行使価額は、割当予定先との協議を踏まえ、発行決議日の前日（同日を含む。）に先立つ30営業日間の東京証券取引所における当社普通株式の終値の平均値（1円未満の端数は切り上げる。）を採用することとし、1,024円といたしました。A種優先株式の発行価額と同様、当社としましては、当社の株式の流動性や直近の値動き、割当予定先との合意内容等から、本新株予約権の行使価額につきましても、発行決議日の前日の終値などの一時点での株価を基準とするよりも、直前取引日に先立つ一定期間である30営業日間の平均株価が妥当と判断して決定いたしました。行使価額である1,024円については、発行決議日の前営業日である平成29年1月20日に株式会社東京証券取引所が公表した当社普通株式の普通取引の終値975円に対して、5.03%のプレミアム、同前営業日から遡った直近1ヶ月の終値平均である1,043円に対して、1.82%のディスカウント、同前営業日から遡った直近3ヶ月の終値平均である839円に対して、22.05%のプレミアム、同前営業日から遡った直近6ヶ月の終値平均である673円に対して、52.15%のプレミアムとなっております。

上述のとおり、本新株予約権の発行については、発行対価を無償とすることが割当予定先と既に協議されておりましたが、当社は、株主の皆様に対する説明の参考とするため、A種優先株式と同様、当社および割当予定先とも取引関係のない独立した第三者評価機関である、みずほ第一フィナンシャルテクノロジー株式会社に評価を依頼しました。

第三者評価機関は、価格算定に使用する価格算定モデルの決定に当たって、モンテカルロ・シミュレーションを含む他の価格算定モデルとの比較および検討を実施したうえで、本新株予約権はエクイティ・インセンティブとして業績条件が付されたストックオプションと評価されることから、企業会計基準第8号「ストック・オプション等に関する会計基準」（以下「ストック・オプション会計基準」といいます。）の記載事項を参考として、ストック・オプションの一般的な価格算定モデルであるブラック・ショールズ・モデルを適用して算定を実施するものとなりました。なお、「ストック・オプション会計基準」により、業績条件は単価の評価に含まないため、業績連動行使条件については考慮しておりません（この点、一般的には、業績条件を考慮した場合には新株予約権の公正価値は下落することになります。）。第三者評価機関は、一定の条件（株価、

行使価格、予想残存期間、株価変動性、残存期間における配当額、無リスク利率等)の下、評価を実施しています。当社は、平成29年1月20日付で第三者評価機関から、上記前提による評価の結果、本新株予約権は1個あたり241.43円との評価である旨の報告を受けております。

上述したとおり、将来の一定の業績条件を満たした場合の割当予定先との増加価値の分配方法として、アーンアウトなどの買収対価の追加的支払よりもインセンティブとしての本新株予約権に優位性があり、実質的には当社から支払う買収対価の増額を抑えることができると考えております。割当予定先であるClay Rosenberg氏とDanielle Boecker-Primack氏は、本件第三者割当増資後も、当社からの継続的な当社製品の供給先であり、その売上比率は直近決算で当社売上全体の78.8%を構成する当社の重要な特定子会社に該当する、Uf社の経営に引き続き関与し、同社に対する役務の提供を通じて当社の企業価値の向上に資することが期待されることから、インセンティブプランとして本新株予約権を割当予定先である両名に無償で割り当てることに相応の合理性があるものとは考えております。

しかしながら、本新株予約権自体は無償で発行し、新株予約権は一定期間に亘って行使が可能であり、それ自体でオプションとしての価値を有するものであることや、第三者評価機関が算定した本新株予約権1個あたりの公正価値が241.43円との評価結果の報告を受けていることから、割当予定先との協議の結果に基づき本新株予約権を無償にて発行した場合は、割当予定先に特に有利な条件で発行するものに該当するものと判断し、平成29年2月21日開催予定の当社臨時株主総会において特別決議により、株主の皆様判断を仰ぐことといたしました。

当社は、A種優先株式および本新株予約権の第三者割当が、Uf社の完全子会社化の一環として、本件最終契約の取引条件として行われること、上記「2. 募集の目的及び理由」に記載しましたとおり、本件第三者割当によるエクイティ・ファイナンスが当社の自己資本比率の大幅な低下を回避するために必要と判断されること、Uf社の完全子会社化後も割当予定先であるClay Rosenberg氏およびDanielle Boecker-Primack氏が、引き続き、当社からの継続的な当社製品の供給先であり、その売上比率は直近決算で当社売上全体の78.8%を構成する当社の重要な特定子会社に該当するUf社の経営にあたり、本件完全子会社化後のUltraleather®のブランドでグローバルなマーケティングの推進と、これに伴う当社グループの将来のグローバルベースでの事業規模の拡大に重要な地位に在籍を続けるために、両名のリテンションを確保する必要性があること、両名の当社への出資により、製造会社である当社と販売会社であるUf社が一体となった効率的な経営を実現し、さらには、割当予定先の販売ノウハウ等も当社が獲得できることが、究極的には当社の企業価値の向上に資するものと判断しており、株主の皆様のご理解が得られるものと判断しております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

現時点における当社の発行済株式総数は、6,800,000株(議決権総数は58,315個)であります。

A種優先株式の発行により増加する株式数は1,850,000株(無議決権株式であるため、議決権数は0個)で、A種優先株式が当社普通株式に転換された場合、現時点における発行済株式総数に対して最大27.21%(議決権数で31.72%)の希薄化が生じます。また、本新株予約権の目的である株式数は1,200,000株(議決権数は12,000個)で、現時点における発行済株式総数に対して最大17.65%(議決権数で20.58%)の希薄化が生じます。このように、A種優先株式の取得請求権および本新株予約権の行使により増加する株式の合計は最大で3,050,000株(議決権の合計数は30,500個)となり、現時点における発行済株式総数に対して最大44.85%(議決権数で52.30%)の希薄化が生じます。

しかしながら、本件第三者割当増資は、Uf社の完全子会社化を進める過程で、割当予定先との間で本件最終契約の協議・交渉の中で検討され、本件完全子会社化の一環として遂行されるものであり、当社として相応の必要性があったことや、当社としてUf社の完全子会社化を果たし、同社との一体的な経営体制を早期に確立し、割当予定先とのより緊密な関係の構築、当社グループ企業としての統一感の醸成により迅速かつ機動的な意思決定を行い、当社が意図するUf社との統一的なマーケティングプラットフォームの有効活用により、変動の激しいマーケットにおいて成長の機会を確保し、国内外での当社の事業機会の拡大を加速することが、当社の中長期的な収益力向上および競争力強化につながるものであり、ひいては当社の企業価値および株主価値の向上に寄与することが見込まれるものであることから、本件第三者割当による発行数量および株式の希薄化の規模は合理的であるものと判断しております。

6. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

割当予定先は、Clay RosenbergとDanielle Boecker-Primackの2名となりますが、それぞれに下記概要に示します米国法に基づく信託であるGRAT (Grantor-Retained Annuity Trust) が設定されており、両人はそれぞれの信託の受託者となっております。A種優先株式につきましてはClay Rosenberg本人およびClay Rosenberg 2016 GRATの受託者としてのClay Rosenberg、Danielle Boecker-Primack本人およびDanielle Boecker-Primack 2016 GRATの受託者としてのDanielle Boecker-Primackが該当いたします。

本新株予約権につきましては、本人としてのClay RosenbergおよびDanielle Boecker-Primackが該当いたします。

(1) 氏名	Clay Rosenberg
(2) 住所	New York, NY, USA
(3) 職業の内容	Ultrafabrics, LLC CEO
(4) 上場会社と当該個人との間の関係	当社の持分法適用関連会社であるUltrafabrics, LLCのCEOを務めております。
(5) 信託名称	Clay Rosenberg 2016 GRAT (受託者: Clay Rosenberg)
(6) 信託概要	Clay Rosenberg 2016 GRAT (受託者: Clay Rosenberg) は、Clay Rosenbergが保有資産(本件完全子会社化で当社の取得対象となるUf社の持分の一部を含む。)を拠出して設立した米国法に基づく信託であり、本件完全子会社化後はその譲渡代金の全部または一部を保有することを予定しています。Clay Rosenbergを受託者とする信託であり、法人格はございません。同人が当該信託についての信託受益権を保有することです。当社が確認した限り、信託管理人は存在せず、受託者である、Clay Rosenbergが信託財産となるA種優先株式の取得請求権を行使し、取得請求権の行使により取得する当社普通株式について議決権を行使する予定とのことです。また、当初信託期間は2016年10月13日から2年間とのことです。信託延長可否、信託終了後の信託財産の処分方法等につきましては、当社が確認した限り、現時点で確定していないとのことです。Clay Rosenbergは、本信託の受託者として、第三者に信託財産の管理を委託することはなく、自ら受託者として管理しますので、信託財産の異動をリアルタイムで把握することが可能であるとのことです。

	<p>※当社が割当予定先に確認したところ、GRAT (Grantor-Retained Annuity Trust) については、概要、米国税法 (IRS) 上、信託終了時に受託者から信託財産の贈与を受ける受益者への贈与税を軽減できるというメリットがあり、一般的に、米国では、受益者をファミリーとする信託として用いられているとのことです。</p>
--	---

(1) 氏名	Danielle Boecker-Primack
(2) 住所	Briarcliff Manor, NY, USA
(3) 職業の内容	Ultrafabrics, LLC President
(4) 上場会社と当該個人との間の関係	当社の持分法適用関連会社であるUltrafabrics, LLCのPresidentを務めております。
(5) 信託名称	Danielle Boecker-Primack 2016 GRAT (受託者: Danielle Boecker-Primack)
(6) 信託概要	<p>Danielle Boecker-Primack 2016 GRAT (受託者: Danielle Boecker-Primack) は、Danielle Boecker-Primackが保有資産 (本件完全子会社化で当社の取得対象となるUf社の持分の一部を含む。) を拠出して設立した米国法に基づく信託であり、本件完全子会社化後はその譲渡代金の全部または一部を保有することを予定している。Danielle Boecker-Primackを受託者とする信託であり、法人格はございません。同人が当該信託についての信託受益権を保有することです。当社が確認した限り、信託管理人は存在せず、受託者である、Danielle Boecker-Primackが信託財産となるA種優先株式の取得請求権を行使し、取得請求権の行使により取得する当社普通株式について議決権を行使する予定とのことです。また、当初信託期間は2016年10月13日から2年間とのことです。信託延長可否、信託終了後の信託財産の処分方法等につきましては、当社が確認した限り、現時点で確定していないとのことです。Danielle Boecker-Primackは、本信託の受託者として、第三者に信託財産の管理を委託することはなく、自ら受託者として管理しますので、信託財産の異動をリアルタイムで把握することが可能であるとのことです。</p> <p>※GRATの詳細につきましては、上記Clay Rosenberg 2016 GRATの信託概要の記載をご参照下さい。</p>

(2) 割当予定先を選定した理由

上記「2. 募集の目的及び理由」をご参照ください。

割当予定先は、当社の持分法適用関連会社である米国の高機能ポリウレタン合成皮革マーケティング会社、Ultrafabrics, LLC (本社: 米国ニューヨーク州タリータウン) の持分84.21%を保有しており、A種優先株式および本新株予約権の割当予定先に対する発行は、割当予定先との協議により、本件最終契約に基づくUf社の完全子会社化の一環として行われるものです。

(3) 割当予定先の保有方針及び転換（行使）制限措置

① 割当予定先の保有方針

割当予定先の保有方針としましては、長期保有である旨を口頭で確認しております。当社は、下記「② 転換制限措置」に記載した年間転換上限および早期転換事由の条件に従って、実務上対応可能な限り市場および当社の財務内容等に配慮してA種優先株式の普通株式への転換が実施されるものと認識しておりますが、現時点では、割当予定先において具体的な転換方針は定めていないものと認識しております。

当社は、かかる長期保有の意向を、最低でも3年程度はコミットいただくため、割当先との間で締結を予定する取決めの内容として、割当予定先は、A種優先株式の取得日以後3年間は当社の事前の承諾なく、A種優先株式およびA種優先株式の取得と引換えに交付を受ける当社普通株式の全部または一部を売却、譲渡、その他の処分ができないことを定め、また、本新株予約権の権利行使により取得することとなる当社普通株式を、本新株予約権の割当日以後3年間は当社の事前の承諾なく売却、譲渡、その他の処分ができないことを定める予定です。但し、割当予定先が相続対策を目的としてA種優先株式または本新株予約権を割当予定先が設定する信託財産とする場合および下記「② 転換制限措置 (2) 早期転換事由」に規定する事由が発生した場合を除くものとし、これらの場合には当社取締役会の承認を留保しない旨合意する予定です。

なお、当社は、割当予定先であるClay Rosenberg氏およびDanielle Boecker-Primack氏（信託の受託者を兼ねております。）から、割当予定先が割当日から2年以内に本件第三者割当により発行されるA種優先株式の全部若しくは一部を譲渡した場合またはA種優先株式の取得と引換えに交付を受ける当社普通株式の全部若しくは一部を譲渡した場合には、その内容を当社に対して書面により報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、ならびに当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することについて、確約書を取得する予定です。

A種優先株式および本新株予約権の譲渡には当社の取締役会による承認が必要です。但し、当社は、割当予定先との本件最終契約の協議の過程において、割当予定先が相続対策を目的としてA種優先株式または本新株予約権を割当予定先が設定する信託財産とする場合および下記「② 転換制限措置 (2) 早期転換事由」または「② 転換制限事由 (2) 早期行使事由」に規定する事由が発生した場合には当社取締役会の承認を留保しない旨合意する予定です。

② 転換制限措置

< A種優先株式 >

A種優先株式には、A種優先株式1株につき、普通株式1株を対価とする取得請求権が付されておりますが、割当予定先との間で締結する予定の本件引受契約において、取得請求権の行使について、以下の条件を合意する予定です。

(1) 年間転換上限

A種優先株式取得日後1年後の応当日を初回として、その後2年目および3年目の各応当日以後に、割当予定先に割り当てられたA種優先株式総数の3分の1ずつが普通株式への転換が可能となること。

(2) 早期転換事由

上記(1)の年間転換上限にかかわらず、①当社の取締役会が普通株式の転換を承諾した場合、②当社普通株式について、金融商品取引法第27条の2第6項に定義される「公開買付け」の開始が公表された場合、③当社発行済普通株式の3分の1を超える数について、第三者が取得した場合、④割当予定先が死亡もしくは障害を負った場合、または、⑤割当予定先もしくは割当予定先の指定する者がUF社の取締役会の過半数を構成することがなくなった場合には、その後いつでも、A種優先株式を普通株式に転換することができること。

<本新株予約権>

本新株予約権の行使期間は、平成29年4月1日から平成34年3月31日までですが、割当予定先との間で締結する予定の本件引受契約において、本新株予約権の行使について以下の条件を合意する予定です。

(1) 業績連動行使条件

本新株予約権につきましては、平成29年4月1日から平成31年12月31日までの各年におけるUf社の売上およびEBITDAの目標に対する達成水準によって、行使が制限されます。行使可能になる個数の算出式は、以下のとおりです。なお、下記の業績指標である最低目標売上および最低目標EBITDAの水準は、平成29年1月23日付で作成した当社の中期経営計画を達成するために必要とされるUf社の業績目標水準の95%相当に設定されております。目標売上および目標EBITDAの水準は、本件完全子会社化の交渉過程において、割当予定先から提示されたUf社の3ヵ年計画の水準に設定されております。当社の評価としては、最低目標売上および最低目標EBITDAについては当社の中期経営計画が計画どおり進捗する限りにおいて達成が合理的に見込まれる水準と考えております。次に、目標売上および目標EBITDAについては、本件完全子会社化が達成されることを前提に、その後に当社の事業規模が現状よりも拡大した場合には、達成が可能な水準であろうと評価しております。

売上水準： 当該期間の対象個数 × 当該期間の売上 ÷ 当該期間の目標売上

但し、当該期間の売上が当該期間の最低目標売上を上回らない限り、本新株予約権は行使可能にならない。

計算結果にかかわらず、当該期間の行使可能個数は対象個数を最大とする。

EBITDA水準： 当該期間の対象個数 × 当該期間のEBITDA ÷ 当該期間の目標EBITDA

但し、当該期間のEBITDAが当該期間の最低目標EBITDAを上回らない限り、本新株予約権は行使可能にならない。

計算結果にかかわらず、当該期間の行使可能個数は対象個数を最大とする。但し、行使可能となった本新株予約権は、本新株予約権の行使期間を通じて行使が可能となる。

各期間の対象個数および目標数値は以下の通りです。

期間：平成29年4月1日から平成29年12月31日

売上に関する対象個数：200,000個

最低目標売上：61,924,420米ドル

目標売上：68,632,500米ドル

EBITDAに関する対象個数：200,000個

最低目標EBITDA：10,987,740米ドル

目標EBITDA：13,299,488米ドル

期間：平成30年1月1日から平成30年12月31日

売上に関する対象個数：200,000個

最低目標売上：98,801,330米ドル

目標売上：110,610,000米ドル

EBITDAに関する対象個数：200,000個

最低目標EBITDA：18,604,699米ドル

目標EBITDA：21,349,150米ドル

期間：平成31年1月1日から平成31年12月31日

売上に関する対象個数：200,000個

最低目標売上：108,889,000米ドル

目標売上：121,680,000米ドル
EBITDAに関する対象個数：200,000個
最低目標EBITDA：20,791,320米ドル
目標EBITDA：23,435,200米ドル

(2) 早期行使事由

上記(1)の行使条件にかかわらず、①当社普通株式について、金融商品取引法第27条の2第6項に定義される「公開買付け」の開始が公表された場合、②当社発行済普通株式の3分の1を超える数について、第三者が取得した場合、③割当予定先による正当な理由のない辞任を除き、割当予定先との雇用契約が解除された場合、もしくは、割当予定先がUf社のPresidentもしくはCEOを理由なく解任された場合、または割当予定先による辞任の場合を除き、(選任されている場合は)Uf社または当社の取締役でなくなった場合、④割当予定先を、Uf社もしくは当社の取締役に選任するための議案が否決された場合、⑤割当予定先が本新株予約権の行使の前に死亡もしくは障害を負った場合、または⑥割当予定先もしくは割当予定先の指定する者がUf社の取締役会の過半数を構成することがなくなった場合には、その後いつでも、本新株予約権を行使することができること。

※ 上記③乃至⑤については、早期行使事由となり業績連動行使条件が解除される場合には、インセンティブとしての位置付けが希薄になるリスクがあることは承知しておりますが、割当予定先が今後の経営に関与し続けることが本件完全子会社化のそもそもの前提であり、それを当社も割当予定先も希望している中で、協議において割当予定先からの追加の希望があったものであるため、当社として当該事由が発生するリスクの程度も勘案し応諾したものであります。

(3) 失格事由

上記(1)および(2)ならびに本新株予約権に関する他の条件にもかかわらず、①割当予定先が、適用ある法令に基づき禁固刑以上の処罰(または外国の同等の法令に基づく類似の処罰)を受けた場合、②割当予定先が、Uf社もしくは当社の取締役に辞任した場合、不適切行為によりUf社もしくは当社の取締役に解任された場合、または、割当予定先をUf社もしくは当社の取締役に選任するための議案の提出を割当予定先が拒絶した場合(但し、当社取締役会が、これらの事由を失格事由に該当すると判断しなかった場合を除きます。)、または③割当予定先が、書面により本新株予約権の全部またはその一部を放棄した場合には、本新株予約権を行使することはできません。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は、割当予定先より払込みに要する資金は、本件最終契約に基づき当社が割当予定先に支払う買収対価から、割当予定先にて相当額を留保することで確保する予定であると口頭にて確認しております。また、本件引受契約においても、割当予定先が本件最終契約に基づき受領する対価の一部として払込みに要する資金に相当する金額を、受領後割当予定先の銀行口座で保管し、払込み以外の用途に使用しない旨合意する予定です。以上より、当社としては、払込みは確実であると判断しております。

(5) 株券貸借に関する契約

割当予定先と当社および当社役員との間において、当社普通株式に関連して株券貸借に関する契約を締結しておらず、またその予定もありません。

(6) 割当予定先の実態

Clay RosenbergおよびDanielle Boecker-Primackは、それぞれ、当社の持分法適用関連会社であるUf社の創業者兼CEOと創業者兼Presidentを務めております。Clay RosenbergとDanielle Boecker-Primackは、両名ともに当社の長期に亘るビジネスパートナーであり、これまでも通常の業務の過程で定期的に往訪を行い、その実在性については確認しております。Clay Rosenberg 2016 GRATは、Clay Rosenberg が、Danielle Boecker-Primack 2016 GRATはDanielle Boecker-Primackが各人の保有資産を拠出して設立した米国法に基づく信託あり、それぞれ本人が受託者になっております。割当予定先であるClay RosenbergおよびDanielle Boecker-Primack（信託の受託者を兼ねております。）が暴力もしくは威力を用い、または詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体（以下「特定団体等」といいます。）であるか否かについては、インターネット検索サイトを利用した検索を行った結果、反社会的勢力等との関わりを疑わせるものは検出されませんでした。また、割当予定先であるClay RosenbergおよびDanielle Boecker-Primackからも特定団体等でないことおよび特定団体等と何らかの関係を有していない旨の確認書を受領していることに加え、第三者調査機関である株式会社トクチョー（所在地：東京都千代田区神田駿河台3丁目2番1号、代表者：荒川一枝）に調査を依頼し、以下に記載する方法で調査を行ったとの報告を受けております。

1. 公開情報

登記簿謄本などの官公庁提出書類、インターネット、雑誌、週刊誌などからの情報収集

2. 独自情報

公知情報から株式会社トクチョーが独自に構築した反社会的・市場勢力のデータベースとの照合

3. 分析

上記1項および2項で該当した疑わしい対象やネガティブな情報のある対象については、さらに掘り下げた分析を実施

これらの調査を行った結果、反社会的勢力との関係が疑われる旨の該当報告はありませんでした。

以上より、当社は、割当予定先が特定団体等にはあたらないものと判断しており、その旨の確認書を東京証券取引所に提出しております。

7. 大株主及び持株比率

募集前（平成28年9月30日現在）		募 集 後 （A種優先株式が全て転換され、 本新株予約権が全て行使された場合）	
東京中小企業投資育成(株)	20.62%	Clay Rosenberg	18.71%
(株) みずほ銀行	4.04%	東京中小企業投資育成(株)	15.78%
(株) りそな銀行	4.04%	Danielle Boecker-Primack	13.55%
(株) 東京都民銀行	4.04%	(株) みずほ銀行	3.10%
大日精化工業(株)	4.03%	(株) りそな銀行	3.10%
白石カルシウム(株)	3.53%	(株) 東京都民銀行	3.10%
中野淳文	2.63%	大日精化工業(株)	3.09%
明治安田生命保険相互会社	2.06%	白石カルシウム(株)	2.70%
ウルトラファブリックス・ジャパン(株)	1.47%	中野淳文	2.02%

(注) 1. 持株比率は平成28年9月30日現在の株主名簿上の株式数によって算出しております。

2. 募集後の総株式数に対する所有株式数の割合は、平成28年9月30日現在の発行済株式総数6,800,000株から自己株式967,201株を差し引いた数(5,832,799株)に、A種優先株式と本新株予約権の目的となる当社普通株式の合計は、完全希薄化ベースである6,593,799株にA種優先株式の取得および本新株予約権の全部の行使により割当予定先に発行または交付される当社普通株式3,050,000株の合計(9,643,799株)に対する割合として31.63%に相当する数量である3,050,000株を上限としておりますので、その合計株式数(3,050,000株)を加えた株式数(8,882,799株)を分母として算出しております。
3. Clay ResenbergおよびDanielle Boecker-Primackの比率は、本人として保有する株式数を分子として計算しており、信託(GRAT)として保有する株式数は含んでおりません。

8. 今後の見通し

本件による当社連結業績に与える影響につきましては、合理的な算定が困難なため未定であります。今後、業績見通しが明確になり次第、速やかに開示いたします。

9. 企業行動規範上の手続き

企業行動規範上の手続きに関する事項

現時点における当社の発行済株式総数は、6,800,000株(議決権総数は58,315個)であります。

A種優先株式の発行により増加する株式数は1,850,000株(無議決権株式であるため、議決権数は0個)で、A種優先株式が当社普通株式に転換された場合、現時点における発行済株式総数に対して最大27.21%(議決権数で31.72%)の希薄化が生じます。また、本新株予約権の目的である株式数は1,200,000株(議決権数は12,000個)で、現時点における発行済株式総数に対して最大17.65%(議決権数で20.58%)の希薄化が生じます。このように、A種優先株式の取得請求権および本新株予約権の行使により増加する株式の合計は最大で3,050,000株(議決権の合計数は30,500個)となり、現時点における発行済株式総数に対して最大44.85%(議決権数で52.30%)の希薄化が生じます。

しかしながら、当社としましては、以下の理由により、本件第三者割当の合理性および必要性はあるものと判断しております。

- ① 本件第三者割当増資は、Uf社の完全子会社化の交渉の結果、割当予定先と合意した内容に沿って実施されるものであること

本件完全子会社化により子会社化を進めるUf社は、平成27年12月期の売上(8,069百万円)、税引前利益(1,425百万円)は共に当社の平成28年3月期の売上(5,204百万円)、税引前利益(1,182百万円)を上回っており、当社よりも規模の大きい企業の持分を買取ることとなります。また、Uf社は、従来から当社の継続的な製品の供給先であり、その売上比率は当社売上全体の78.8%を構成します。

しかしながら、従来、当社のUf社に対する持分は15.79%の少数持分に止まっており、当社にとって、Uf社は、成長の期待可能性の大きいグローバル市場の当社窓口としての位置付けでありながら、当社のUf社の経営の関与は少数持分権者として限定されたものとなっております。今般、同社の完全子会社化を進めることで、同社に対する支配権を獲得し、製造会社である当社と販売会社であるUf社のより一層の経営の効率化、緊密化、一体化を図り、割当予定先の販売ノウハウを当社にて吸収し、当社の企業価値を高めるために、同社の完全子会社化は当社にとって極めて重要な意義を有するものであります。

当社といたしましては、本件完全子会社化のこのような極めて重要な意義を踏まえ、かつ、割当予定先のリテンションや当社への出資を通じたコミットメントを得るべく、鋭意、割当予定先との間で交渉を行って参りました。その中で、割当予定先としても、当社の意向を受けて、上場会社である当社の株式に対する出資の意向が示されました。具体的な出資割合の程度としまして

は、割当予定先から、希薄化を前提とした当社の持分の3割程度になるように出資したいという意向でありました。これに対して、本件第三者割当によって割当予定先に出資後の議決権割合として直ちに3分の1を超える大規模な希薄化を及ぼす株式発行は避けたいという当社の意向を調整した結果、上記の希薄化割合による本件第三者割当増資を実施することとなりました。そして、下記②に記載します、当社の資金調達需要を満たしつつ、割当予定先の出資意向を達成するため、A種優先株式と本新株予約権の組み合わせによる本件第三者割当を実施することといたしました。

本件第三者割当増資は、上記のような本件完全子会社化にかける当社の意向と、割当予定先から示された当社の経営への関与および当社株式への出資の意向を調整した結果、実施が計画されたものであります。当社といたしましては、割当予定先の意向も踏まえつつ、本件完全子会社化を通じた当社の企業規模の拡大とUf社との将来の経営の更なる一体化による当社の企業価値の向上を目指すことが、本件第三者割当により生じる希薄化の程度を考慮してもなお、合理的な経営判断であると思料しております。

② 本件第三者割当増資は、当社の自己資本比率の低下を回避するために必要であること

他方、Uf社の完全子会社化にあたっては、上述のとおり、同社が当社の規模を上回っていることから、当社の企業価値を上回る買収対価である126百万米ドルが必要となり、当社はかかる買収対価の大部分を金融機関からの借入により調達する予定であります。しかしながら、これを全額借入で調達した場合自己資本比率の大幅な低下が見込まれます。具体的には、平成28年3月末の純資産4,036百万円に対して、約14,490百万円（126百万米ドル、1ドル=115円）の借入が発生することになります。

このため、当社としましては、全額借入を行うことで当社の自己資本比率が大幅に低下することを避けるため、割当予定先に、買収対価として受領する金額の一部である約17百万米ドル相当額を当社に拠出するよう協議することにより、適正な自己資本の水準を維持し、今回の本件第三者割当を実施する必要があるとの判断に至りました。本件第三者割当を実施することで、Uf社の完全子会社化後の自己資本比率は30%程度となる予定です。

③ 本新株予約権を通じた希薄化は、当社の追加的な支払負担を実質的に減少させる意味を有すること

A種優先株式の発行により調達する資金は、本件完全子会社化に際しての当社のつなぎ借入資金の返済に充当する予定ですが、他方、本新株予約権につきましては、上記「5. 発行条件等の合理性（1）発行条件が合理的であると判断した根拠 ② 本新株予約権」に記載のとおり、今回の完全子会社化に向けての割当予定先との協議の中で、買収対価の支払い方法、特に将来の一定の業績条件を満たした場合の追加的対価の支払について、複数の選択肢を踏まえて交渉が行われました。その中で一案としては、いわゆるアーンアウトという、買収後のUf社の業績の達成状況に応じて、当社がUf社の持分の売主である割当予定先に対して追加的に対価を支払う方法もございました。しかしながら、当社としましては、既に当初の買収対価として126百万米ドルに及ぶ支払が必要であり、当社の自己資本比率の低下の懸念もあり、これ以上の追加的な資金流出は避けたいという事情もあったため、割当予定先との協議を行ったところ、将来的にUf社が一定の業績を達成した場合に、当社からの追加的支払ではなく、当社の普通株式を利用したエクイティ・インセンティブとして、割当予定先に将来の企業価値の向上分の一部を提供する手段として本新株予約権を発行することにいたしました。

本新株予約権の発行により当社普通株式に対する希薄化は発生いたしますが、将来の業績達成条件として仮にアーンアウトを選択した場合と比較して、当社からの追加的な資金流出を回避することができることや、本新株予約権によるインセンティブ付与を通じて、本新株予約権の割当予定先であるClay Rosenberg氏およびDanielle Boecker-Primack氏の勤労意欲を維持向上させて、当社の株式保有を通じた株主の皆様との利害を一致させることができることや、業績条件が達成

されることにより本新株予約権の行使を通じて割当予定先から当社への資金提供が実現でき、当社はそれを更なる事業拡大の成長資金や負債の削減として振り向けることもできることから、本新株予約権の発行による優位性があり、また、本件完全子会社化においても必要性があったものと判断いたしております。

以上のとおり、本件第三者割当は、Uf社の完全子会社化を達成して同社との事業統合を通じた当社の事業規模の拡大を早期に達成するとともに、完全子会社化の過程で予定する借入の増大による自己資本比率の急激な低下を回避しつつ、当社の企業価値の一層の増大を図り、株主価値を高めるために、割当予定先と誠実に協議を行い、割当予定先の意向も汲んだ上で、その結果として割当予定先と合意された条件に従って実施されるものであり、当社としましては、本件第三者割当の合理性および必要性はあるものと判断しております。

なお、本件第三者割当においては当社の普通株式ではなく、A種優先株式を発行することとしておりますが、当社といたしましては、一度の希薄化による普通株式の株主の皆様に対する影響を可及的に低減させるため、当初から普通株式による第三者割当を実施するよりも、優先配当権は付与するものの、当初は議決権がなく、発行後3年間にわたり、段階的に普通株式の転換を許容することを目的として、今回のA種優先株式による割当を選択いたしました。

また、本新株予約権につきましては、上記「6. 割当予定先の選定理由等 (3) 割当予定先の保有方針及び転換(行使)制限措置 ②転換制限措置」に記載のとおり、本新株予約権の行使にはUf社の将来の業績について一定の水準を達成する必要があります。このような行使条件を設定することにより、本件第三者割当後に当社の期待したとおりの業績向上が達成されない場合は、割当予定先による本新株予約権の行使は制限され、その限度で、普通株式の株主の皆様に影響する希薄化は回避されることとなります。

本件第三者割当は、希薄化率が25%以上であることから、東京証券取引所の定める上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手または株主の意思確認手続のいずれかを要することとなります。

そこで、当社は、平成29年2月21日開催予定の当社臨時株主総会において、特別決議をもって、本件第三者割当について株主の皆様意思確認手続を執り行う予定です。

10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績(連結)

	平成26年3月期	平成27年3月期	平成28年3月期
連結売上高	4,218百万円	4,744百万円	5,203百万円
連結営業利益	496百万円	751百万円	957百万円
連結経常利益	615百万円	906百万円	1,177百万円
親会社株主に帰属する当期純利益	399百万円	587百万円	843百万円
1株当たり連結当期純利益	71.41円	103.95円	145.18円
1株当たり配当金	12.00円	17.00円	18.00円
1株当たり連結純資産	481.97円	563.12円	687.83円

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況 (平成28年12月31日現在)

	株 式 数	発行済株式数に対する比率
発 行 済 株 式 数	6,800,000株	100.00%
現時点の転換価額 (行使価額) における 潜 在 株 式 数	761,000株	11.19%

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	平成26年3月期	平成27年3月期	平成28年3月期
始 値	210円	450円	780円
高 値	524円	935円	964円
安 値	201円	330円	535円
終 値	440円	780円	653円

② 最近6か月間の状況

	平成28年 7月	8月	9月	10月	11月	12月
始 値	525円	580円	486円	490円	555円	1,196円
高 値	605円	580円	522円	590円	1,046円	1,236円
安 値	493円	458円	445円	481円	510円	942円
終 値	581円	485円	489円	560円	1,046円	1,034円

(注) 各株価は、株式会社東京証券取引所JASDAQ市場におけるものであります。

③ 発行決議日前営業日における株価

	平成29年1月20日
始 値	980円
高 値	990円
安 値	961円
終 値	975円

(注) 各株価は、株式会社東京証券取引所JASDAQ市場におけるものであります。

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません

11. 発行要項

別紙 I の各発行要項をご参照ください。

Ⅲ. 定款一部変更について

当社は、下記のとおり、本取締役会において、本件臨時株主総会および本件種類株主総会に定款一部変更（以下「本件定款変更」といいます。）を内容とする議案を付議することを決議いたしました。

1. 定款変更の目的

当社は、平成28年6月23日開催の当社株主総会において、当社定款を一部変更して普通株式の他にA種優先株式（以下「旧A種優先株式」といいます。）についての定めを定款に定めております。上記Ⅰ.に記載のとおり、当社は、本取締役会においてA種優先株式を発行することを決議いたしました。A種優先株式の内容は旧A種優先株式の内容を一部変更する必要があるため、所要の変更を行うために、本件臨時株主総会および本件種類株主総会に本件定款変更案を内容とする議案を付議することを本取締役会において決議いたしました。

2. 定款変更の内容

別紙Ⅱ「定款変更案」をご参照ください。

3. 定款変更の日程

- | | |
|-------------------------|----------------|
| (1) 取締役会決議日 | 平成29年1月23日 |
| (2) 本件臨時株主総会および本件種類株主総会 | 平成29年2月21日（予定） |
| (3) 定款変更の効力発生日 | 平成29年2月21日（予定） |

以 上

別紙 I

A種優先株式

第一化成株式会社 A種優先株式 発行要項

1. 株式の名称

第一化成株式会社A種優先株式（以下「A種優先株式」という。）

2. 募集株式の数

1,850,000株

3. 募集株式の払込金額

1株につき1,050円

4. 増加する資本金及び資本準備金

増加する資本金の額は、払込金額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。

5. 払込金額の総額

1,942,500,000円

6. 払込期間

平成29年2月28日から平成29年3月7日まで

7. 発行方法

第三者割当の方法により、割当決議で定める募集株式の数を、以下のとおり割り当てる。

Clay Rosenbergに1,062,000株

Clay Rosenberg 2016 GRATに117,300株

Danielle Boecker-Primackに604,000株

Danielle Boecker-Primack 2016 GRATに66,700株

8. 剰余金の配当

当社は当会社定款第42条に定める剰余金の配当を行うときは、当該配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録されたA種優先株式を有する株主（以下「A種優先株主」という。）またはA種優先株式の登録株式質権者（以下「A種優先株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に対しての剰余金の配当に先立ち、A種優先株式1株につき、当該配当において普通株式1株に対して交付する金銭の額に1.1を乗じた額（1円未満は切り捨てる。）の剰余金の配当、また当会社定款第43条に定める中間配当を行う場合は普通株主と同じ額の配当（以下、これらの配当により支払われる金銭を併せて「A種優先配当金」という。）を行う。

当社は、普通株主および普通登録株式質権者に対して当会社定款第42条に定める剰余金の配当または当会社定款第43条に定める中間配当を行わないときは、A種優先株主またはA種優先株式質権者に対してもそれぞれA種優先配当金の配当を行わない。

ある事業年度においてA種優先株主またはA種優先株式質権者に対し、A種優先配当金の配当の全部または一部が行われなかったときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

A種優先株主またはA種優先株式質権者に対しては、A種優先配当金を超えて剰余金の配当を行わない。

9. 残余財産の分配

当社は残余財産を分配するときは、A種優先株主またはA種優先株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につきA種優先株式1株当たりの払込金額相当額の金銭を支払う。

A種優先株主またはA種優先株式質権者に対しては、上記のほか、残余財産の分配は行わない。

10. 議決権

A種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。

11. 株式の併合等

当社は法令に定める場合を除き、A種優先株式について株式の併合、分割または無償割当を行わない。また、A種優先株主に対し、募集株式、募集新株予約権および募集新株予約権付社債の割当てを受ける権利を与えない。

12. 普通株式を対価とする取得請求権

A種優先株主は、A種優先株式取得日以降いつでも、当社に対し、A種優先株式の取得を請求することができる。当社は、A種優先株式の取得と引換えに、A種優先株式1株につき、転換比率を乗じた数の普通株式を交付する。転換比率は、当初1.0とする。取得と引換えに交付する普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付はしないものとする。

なお、転換比率は、A種優先株式取得日後、当社が当社普通株式の株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下、同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。

$$\text{調整後転換比率} = \text{調整前転換比率} \times \text{分割（または併合）の比率}$$

また、A種優先株式取得日から3年以内に、当社がA種優先株主以外の者に普通株式を新たに発行または保有する普通株式を処分する場合（当社またはその子会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第3項に定める子会社をいう。）の取締役その他の役員または従業員に割り当てた新株予約権の行使により発行または処分される場合を除く。）には、次に定める算式をもって転換比率を調整するものとする。

$$\text{調整後転換比率} = \text{調整前転換比率} \times \frac{\text{（既発行株式数+新規発行株式数および自己株式の処分により交付される普通株式数）}}{\text{既発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、A種優先株式取得日における当社の発行済株式総数から自己株式数を控除した数に残存する新株予約権の対象となる株式数を加算した数とする。さらに、A種優先株式取得日後、当社が合併、株式交換、株式移転または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じ転換比率の調整を必要とする場合には、当社はA種優先株主、A種優先株式質権者に対して、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整後転換比率、適用の日およびその他必要な事項を通知した上、転換比率の調整を適切に行うものとする。

13. 譲渡制限

譲渡による当社のA種優先株式の取得については、当社取締役会の承認を要する。

14. 除斥期間

当社定款第44条の規定は、A種優先配当金についてこれを準用する。

以上

第6回新株予約権

第一化成株式会社 第6回新株予約権 発行要項

1. 本新株予約権の名称
第一化成株式会社第6回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）
2. 本新株予約権の払込金額
本新株予約権と引換えに金銭を払込むことを要しない。
3. 本新株予約権の割当日
平成29年3月7日
4. 割当方法及び割当予定先
第三者割当の方法により、割当決議で定める新株予約権の数を、以下のとおり割り当てる。
Clay Rosenbergに600,000個
Danielle Boecker-Primackに600,000個
5. 新株予約権の数
1,200,000個
なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式1,200,000株とし、下記6.(1)により本新株予約権に係る付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。
6. 新株予約権の内容
 - (1) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数
本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式1株とする。
なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日（以下、「割当日」という。）後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下、同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。
$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割（又は併合）の比率}$$
また、割当日後3年以内に、当社が本新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という。）以外の者に当社が普通株式を新たに発行し又は保有する普通株式を処分する場合（当社又はその子会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第3項に定める子会社をいう。）の取締役その他の役員又は従業員に割り当てた新株予約権の行使及びA種優先株式の取得請求権の行使により発行又は処分される場合を除く。）には、次の算式をもって付与株式数を調整するものとする。
$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \frac{\text{（既発行株式数+新規発行株式数および自己株式の処分により交付される普通株式数）}}{\text{既発行株式数}}$$
上記算式において「既発行株式数」とは、割当日における当社の発行済株式総数から自己株式数を控除した数に残存する新株予約権の対象となる株式数を加算した数とする。
 - (2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法
本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。
行使価額は、1,024円とする。

(3) 新株予約権の行使期間

平成29年4月1日から平成34年3月31日までとする。但し、権利行使期間の最終日が当社の休業日にあたる場合は、その前営業日とする。

(4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(6) 新株予約権の行使条件

- ① 各本新株予約権1個の一部について分割行使はできない。
- ② 本新株予約権割当契約に違反した場合には行使できないものとする。

7. 新株予約権の取得に関する事項

- (1) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記6.(6)に定める規定により本新株予約権の全部又は一部について行使ができなくなった場合は、当社は当社取締役会の定める日をもって本新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が本新株予約権の放棄を申し出た場合は、当社は当社取締役会の定める日をもって本新株予約権を無償で取得することができる。

8. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案の上、上記6.(1)に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記6.(2)で定められる行使価額に、上記8.(3)に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記6.(3)に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記6.(3)に定める行使期間の末日までとする。

- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記6.(4)に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) その他新株予約権の行使の条件
上記6.(6)に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件
上記7に準じて決定する。
- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。
- 9. 新株予約権を行使した際に生じる1株に満たない端数の取り決め
新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。
- 10. 新株予約権に係る新株予約権証券に関する事項
当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。
- 11. その他
 - (1) 上記のほか、本新株予約権の発行に関して必要な事項及び細目的事項の決定については、当社取締役会に一任する。
 - (2) 前記各項については、金融商品取引法に基づく有価証券届出書の効力発生を条件とする。

以 上

別紙Ⅱ

定款変更案

(下線部分は変更箇所を示しています。)

現行の定款	変更後の定款
<p>第6条の2 (A種優先株式) 当社の発行するA種優先株式の内容は以下に定めるとおりとする。 (A種優先株式に対する剰余金の配当) (1.乃至3.条文省略) 4. A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対しては、A種優先配当金を超えて剰余金の配当を行わない。 (残余財産の分配) 当社は残余財産を分配するときは、A種優先株主またはA種優先株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株1株につきA種優先株1株当たりの払込金額相当額の金銭を支払う。 (後略) (議決権) (条文省略) (株式の併合等) (条文省略) <u>(転換条項)</u> A種優先株主は、A種優先株式取得から3年を経過した日以降いつでも、当社に対し、A種優先株式の取得を請求することができる。当社は、A種優先株式の取得と引換えに、A種優先株式1株につき、普通株式1株を交付する。</p>	<p>第6条の2 (A種優先株式) 当社の発行するA種優先株式の内容は以下に定めるとおりとする。 (A種優先株式に対する剰余金の配当) (1.乃至3.現行どおり) 4. A種優先株主またはA種優先株式質権者に対しては、A種優先配当金を超えて剰余金の配当を行わない。 (残余財産の分配) 当社は残余財産を分配するときは、A種優先株主またはA種優先株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につきA種優先株式1株当たりの払込金額相当額の金銭を支払う。 (後略) (議決権) (現行どおり) (株式の併合等) (現行どおり) <u>(普通株式を対価とする取得請求権)</u> A種優先株主は、A種優先株式取得日以降いつでも、当社に対し、A種優先株式の取得を請求することができる。当社は、A種優先株式の取得と引換えに、A種優先株式1株につき、<u>転換比率を乗じた数の普通株式を交付する。転換比率は、当初1.0とする。取得と引換えに交付する普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付はしないものとする。</u> なお、<u>転換比率は、A種優先株式取得日後、当社が当社普通株式の株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下、同じ。)</u>または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。 $\text{調整後転換比率} = \text{調整前転換比率} \times \text{分割(または併合)の比率}$</p>

現行の定款	変更後の定款
<p>(優先配当金の除斥期間) 第44条の規定は、A種優先株式配当金についてこれを準用する。</p>	<p>また、A種優先株式取得日から3年以内に、当社がA種優先株主以外の者に普通株式を新たに発行または保有する普通株式を処分する場合（当社またはその子会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第3項に定める子会社をいう。）の取締役その他の役員または従業員に割り当てた新株予約権の行使により発行または処分される場合を除く。）には、次に定める算式をもって転換比率を調整するものとする。</p> $\text{調整後転換比率} = \frac{\text{調整前転換比率} \times \frac{\text{（既発行株式数+新規発行株式数および自己株式の処分により交付される普通株式数）}}{\text{既発行株式数}}}{1}$ <p>上記算式において「既発行株式数」とは、A種優先株式取得日における当社の発行済株式総数から自己株式数を控除した数に残存する新株予約権の対象となる株式数を加算した数とする。</p> <p>さらに、A種優先株式取得日後、当社が合併、株式交換、株式移転または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じ転換比率の調整を必要とする場合には、当社はA種優先株主、A種優先株式質権者に対して、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整後転換比率、適用の日およびその他必要な事項を通知した上、転換比率の調整を適切に行うものとする。</p> <p>(優先配当金の除斥期間) 第44条の規定は、A種優先配当金についてこれを準用する。</p>

以 上